

京都市住宅審議会 第2回公的住宅小委員会摘録

1 日時

平成20年12月17日（水）午後5時30分～7時00分

2 場所

景観まちづくりセンター ワークショップルーム

3 出席者

○公的住宅小委員会委員

※敬称略

委員長 西垣 泰幸 龍谷大学副学長 経済学部教授

副委員長 村田 麻起子 高齢者福祉総合施設はなぞの 施設長（介護支援専門員・介護福祉士）

委員 高田 光雄 京都大学大学院工学研究科教授

〃 矢部 安希子 公募委員

○京都市

都市計画局住宅室部長 福林 文孝

住宅室部長 佐倉 正光

住宅室担当部長 片岡 稔

住宅室住宅政策課、すまいまちづくり課の職員他

○その他

傍聴者 1名

4 議事次第及び内容

（1）開会

（2）議事

（3）その他

（4）閉会

事務局から資料の説明

【事務局】

なお、本日の審議に当たりまして、ご都合により欠席されています弘本委員から事前に意見を頂戴しておりますので、ご紹介いたします。

- 当面の見直しが求められる事情は理解できる。しかし、公的住宅のあり方を考えるに当たっては、減免の妥当性のみを議論するのではなく、減免以外の部分をどうしていくかが重要である。

例えば、京都では都心部の民間借家が低所得者層の受け皿になっている状況がある。学生や高齢者が多いのが要因であろうが、高齢者の場合などは、長期間居住していることによる家主との関係性で低廉な家賃で居住している例が多い。しかし、そうした関係性の資源を持たない高齢者や外国人、障害者、母子世帯等の新規の住宅困窮者を

どのように支援・救済していくかが重要である。

また、ニューカマーの外国人世帯の教育や居住の実態を把握している自治体は少ない、一例だが日系ブラジル人の学齢期の児童の約 1/3（全国ベース）が不就学と見られている。経済環境の悪化で外国人労働者の教育や居住の問題はいつそう深刻化している。

- また、この数ヶ月で雇用環境がいつそう悪化し、今後、どう変わっていくかも不透明である。現状では大規模工場の派遣労働者の多くが失職と同時に住居を失う問題など、経済困窮が住宅問題と直結して現れてきている。非正規労働者が住宅困窮者となり、これまで潜在していた新たな住宅困窮者が大量に出てくることが予想される。住宅問題は社会保障と並ぶ大きな社会問題となる可能性がある。

こうした大きな変化を捉えた上で公的住宅のあり方を考え、公営住宅についても短期的でなく、長期的に考えるべきである。

- 公的住宅の量を増やせないとすれば、民間借家に住宅困窮者が入居しやすい仕組み、民間借家の質の改善、耐震化、民間借家の社会的な運用を考えていく必要がある。
- 家賃減免については公営住宅のあり方を踏まえて考えるべきで、家賃減免だけの議論ではなく、関連施策との関係性の視点から議論されるべきである。
- あり方見直しについては、困窮者が切り捨てられるというネガティブな意識の連鎖が生まれないような見直し方法を考慮する必要がある。
- 住んでいる方への説明は十分に行ってほしい。

弘本委員からのご意見は以上のとおりです。

【西垣委員長】

今、事務局のほうから御説明いただきました資料について、何か質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは中間報告につきまして、議論を始めたいと思います。前回の小委員会におきまして、事務局案の提示をお願いしていたところであります。事前に事務局のほうから素案をいただきまして、私のほうで取りまとめさせていただいたものです。

中間報告案の説明

【西垣委員長】

それではどなたからでも結構ですので、御意見をお願いできますか。

【矢部委員】

細かいところなんですけど、資料のほうを見ていると、当面の見直しと今後の見直しのことをここで考えた時に、いただいた資料の10ページの所得ケースによる家賃額というところの特にケース2、ケース3のところに注目したんですけども、あり方の見直しで家賃の減免の負担の額が激変するということが特に問題になっていて。経過措置とか考えられていると思うんですけども、この資料を見ましたらケース2の方、おそらくご夫

婦ふたりで年金を受けるという方のケースですね。一方、ケース3というのはご夫婦ふたりでどちらかひとりの給与所得のみで生活されているケースですね。このどちらの方も減免の現在の家賃の額と改正後の家賃の額が同じということで比べやすいのですが、この双方の収入の額を見た時に、ケース2の方はふたりで316万、ケース3の方は141万だけというものすごい差があると思うのですが、こんな差があるのにも関わらず、どちらも同じような減免を受けて、結局その最後のところの年収に対する負担の割合というのが載っていますけれども、かたやケース2では4.8%なのですが、ケース3の方だったら10.7%ということですね。ひょっとしたら、こういう開きのほうが家賃の減免の見直しによる激変の大変さよりも、その公平のねじれというか、収入のきっかけが年金なのか給料なのかということだけでこんなに差があるという風に出ているということが問題なのかなと思ひまして。それは、今後の当面の見直しを終えたうえで、今後のあり方見直しをするときに、今の対象者の割り出し方が本当に妥当かどうかということになっていくのかなと。その点が今回資料を頂いてから一番気になるというか、目につくところ です。

【西垣委員長】

方針とかこれまでのところにつきまして、何かご指摘とかありますでしょうか？

【矢部委員】

ちょっとだけ言葉の説明を頂きたいのですが。四角で囲った箇条書きの文の一番上の『横の公平性と縦の公平性』というところなんですけれども、縦の公平性というのは入居者間の公平性という風にとらえているということでしょうか？

【西垣委員長】

これがどなたの意見だったのかわかりませんが、おそらく、それは横と縦という概念は水平的な公平性か垂直的な公平性かというような観点ですね。ひとは収入的に同じ所得の人には同じような負担を求めるとのことですね。もうひとつ縦の公平性というのは、いわゆる応益に応じた負担を求めるといったような公平性ですね。

【矢部委員】

その場合の横は入居者とそれ以外の方ですね。その場合の縦はどういう風に理解したらいいたのかなと思ひまして。

【西垣委員長】

そうですね。やはりちょっとこのあたりもっとわかりやすい、誰でもわかる言葉にしないといけませんね。

【高田委員】

さっき言われたことは、下の方の当面の見直しのところに妥当性とか合理性がないのではないかという、そういう問題提起ですね。

【西垣委員長】

だから当面の見直しの中の問題点として指摘しておく事項ということですね。今後のあり方に関しては、やはりそういった問題点を勘案して検討していくということですね。

はい。ありがとうございました。

【村田副委員長】

特に当面の見直しに関しては、今のおりかなと。当面の見直しの激変の緩和するためのその措置も必要かなと思うのですが、今後の検討課題として弘本委員もおっしゃっているのですが、社会的困窮者、本当に必要な住宅困窮者、ここで具体的に検討するところではないとは思いますが、考えていただいているのかなと思います。

【西垣委員長】

特にここ数箇月間の経済状況の変化というのが随分社会のなかでも大きな問題になっていることですが、そちらの方に関しましては、例えば住宅の応募状況だとかあるいは問い合わせだとかそういったようなところに何か影響が出て、もう見えてきているとかそういったことはありませんでしょうか？

【事務局】

一番そういった影響が出ていると考えられることとして、この間12月公募をやったところでございますけれども、ちょっと直近の応募状況が整理中でございますので、まだ出ていないのですが、募集が12月の1日から10日までやっておりまして、今の状況が厳しくなっているということですが、今直ちにそのことが今回の募集に非常に大きい影響が出ているかというところまでは、まだ顕著に出ているという状況ではありません。

【西垣委員長】

そうですか。何しろここ2～3箇月、本当に急激に変化したということでなかなかその反応を掴むのが難しいかと思います。逆にそういうような動きがこれから出てきた場合、現在のシステムのなかでどのように対応できるのか、そういったような観点ですとどうでしょうか。

【事務局】

改良住宅も一緒にございますけれども、公営住宅の場合は公募という前提があります。ですから基本的には公募で募集して入っていただくということになりますけれども、今のこういう状況を踏まえてどうなるかというのがあるのですが、ひとつは国の方での動きですね。こういった公営住宅そのものに入居してもらおうと思ったら、法の規制がありますので、方法がなくて、それ以外のことは目的外使用の議論ということになります。非常に事務的な話になりますが、そのあたりの整理をしようと思いますと、国から承認を得ることが必要になって参ります。昨今非常に経済状況も厳しくなって、住宅に困窮される、あるいは実際に追い出されて住めなくなるとか、そういうような状況というのが全国的に今後出てくるという可能性が非常に高い状況です。ですから仮に今後京都市内でそういうようなことがいろいろ出てくるということになりますと私どもとしましては、そのあたりは今後検討していく必要があるのかなというのが今の印象でございます。

【西垣委員長】

昨今の状況につきましては、これはひとえに住宅政策だけで対応できるのではなく、住宅政策だけの問題でもありませんね。どちらかといいますと、第一に公的扶助ですとかそういう社会保障システムであるとか、そちらでまずは対応するべきであろうか思います。同時に今後の対策と対応の中で、例えば京都市の判断として住宅家賃であるとか、何かの対応をするということであれば、それはもうひとつ住宅政策を超えたような例えば、市議会の決定が必要ですね。つまり、こういったような減免見直しにつきましても取り扱いの時期をですね、最終的にこういったような経済状況を配慮して、例えば1年先延べにするとか、そういったような判断がありうるとしたら、それは広い範囲で、市議会におけるいわゆる経済対策としての全体としての判断が求められているというようなことだと思うところですけども。

【事務局】

少し補足をさせていただきます。所得ケースの場合なのですが、先ほど矢部委員のほうから出ていた、収入について若干補足させていただきたいと思います。政令月収という仕組みはちょっとわかりにくいと思うのですが、公営住宅法で所得税法に依拠して決めなさいという規定がございます、控除額が給与所得者では65万になっておりまして、一方年金受給者の方は120万の所得控除がございます。それにつきましては、現在の所得税法では高齢者に対してやはり生活費がかかるであろうということで控除額が大きい形になっているため、そのような所得控除が設定されています。市営住宅の収入捕捉が政令月収という制度であるため、同様のやり方でさせていただきます。

あと、縦の公平性、横の公平性という話がございましたが、若干補足させていただくと、これは弘本委員の方から出た意見でございます。横が先ほど西垣委員長のほうからからご説明がありましたように、水平ということで入居者と非入居者で同じ所得の方の負担が違

うという内容の公平性でして、縦の公平性というのは、横に見るのではなく、やはり困っている方々、困窮されている方々がやはりそれでは生活できないので、経済的に支援していくという必要があるのではないかという困窮度に即応したという意味合いでの縦という風に理解していただければと思います。

【西垣委員長】

この文面をやはりもう一度わかりやすく見直したほうがいいですね。

【事務局】

わかりやすく検討させていただきます。

【高田委員】

先ほどの政令月収の話なんですけれども、今の制度を前提にしてどう考えるのかという議論と本質的にどうかという議論で違ってくるかと思うんですが、政令月収の話に従って考えていること自体の問題提起ということだと、それはやはり問題があるという風に私も思います。それから減免制度というのは、本当は公営住宅の最低の家賃というのは収入ゼロの人が払える家賃ということで、ゼロの人も含んで対等に払える家賃ということで定められている訳で、ということは住宅政策としての家賃政策として理論的に設定できる最低の家賃というのが公営住宅の最低の家賃ということなので、減免というのはそういうところからいくと理論的にはあり得ない話なんです。ところが実際には払えないですね。ということは、家賃が払えるところまでは、本当は住宅家賃を変えるのではなくて所得、もしくは何らかの形でその家賃が払えるだけの経済的能力をつけられるような、別の施策で払えるというのが本来のあり方であって、そういうことを前提にして公営住宅の家賃制度というのは本来成り立っている訳ですね。だからここに妥当性が認められると書いてありますが、これはあくまでも今の様々な制度や状況の中でやむを得ないということではしか過ぎない訳で、理屈の上でいくと本当はおかしい訳ですね。だから、減免というのは、少なくとも経済的な理由で減免するということをしなければいけないというのは、やはり社会の仕組みそのものがおかしいと、私は思ったんですね。その家賃減免という形でやっていると、公営住宅に入居していない人に対してはその措置は講じられないということで、ますます先ほどの公平性というのが遠ざかっていくということになるので、あくまでも家賃制度の中で収めるということを目指して、いろんな制度の改革というのは行えると私自身は思っています。今回出ているのは公営住宅法の施行令の改正という背景と、もうひとつは京都市の公営住宅と改良住宅の扱いを一元化する、このふたつの大きな背景の中で出てきていることを考えて、かつ制度的な環境が変えられないとすると、一定の妥当性であったり公平性であったりするということ、そういうことに過ぎないという風に思います。

だから当面の見直しという風に書かれているところは、そういう意味では今の制度環境

の変わらないという時には、他に方法がない訳ですからこういうことになってしまうんですけども、しかしその改革をすることが、それでいいんだという話では決してない訳で、今のような政令月収の持っている様々な、他にも政令月収というのは他にもいろんな問題を起こりうるのですが、公営住宅の基準だけで考える時にはいろいろな問題が起きている訳ですから、そういう問題の改善は当然行われていくことが必要ですね。もっと言えば減免制度そのものが、市民の経済的能力を上げるという議論と家賃を下げる議論というのは、本来は別の議論になります。それから、もうひとつは昨今の社会、経済的な状況というのは、これは実はこの審議会が始まった時ぐらいにもう既にその兆候が現れていた。私が当初から申し上げていた厳しい状況は、ますます厳しい状況になっているという風に認識していますので。しかもこれからもっとまずい状況になってくるのが予想されるのです。その中で、私はこういう社会経済状況が悪化する時に、住まいについて不安が出てこないというのが住宅政策の本来のやり方で、居住福祉というのはそういうことだと思うのです。だから、こういう制度の改革が入居者にどう影響を与えるかということを今、当然議論をしている訳ですが、入居者だけではないんですね、この制度の問題は。この減免制度が変わるということは、すべての市民に対して居住不安を解消する方向にいくのか、不安を一層高める方向にいくのかということを前提にして、その取扱いにはかなり慎重な姿勢が必要だという風に思います。この理屈の上でどうなるのかという議論と、実際にこれを施策として講じるときの手続きとかですね、あるいは今回の減免の話もどういう激変緩和をどの程度採用するのかとかあるいは実施時期の問題ですね。いろんな観点で居住不安が高まるような対応は、非常に今の時期は特にまずいという風に思うんですね。従って、そういうことを配慮した運用というのは大変重要なことだと思います。それは弘本委員も意見の中で述べられていて、それは私も全く同感です。もう一方で、根本的な家賃制度というのは、京都市で決定できない部分が相当あるんですね、国の制度ですから。国の制度との関係の中で家賃制度そのものがどうあるべきかということの議論を進めることですね。それから福祉政策と住宅政策の関係について特に、こういう議論するときにはきちっとした庁内での、これは京都市の中の議論だと思いますが、もう少しすり合わせはうまくいかないのか、運用上も何か連携できないのかということを進めていただきたいという風に思います。

先ほど公営住宅の需要が増えていないのかという話がありましたけれども、もう一方で生活保護の需要というのも確実にさらに増えているかと思いますし、またその対応の仕方とその減免の問題というのは関わっているんですね。生活保護と公営住宅の入居というのはうまく連携すると実はこの減免の問題は起こらないんですね。生活保護の方が公営住宅に入ると最低の家賃が払える訳ですから、いろんな問題が起こらないのですが、生活保護は受けられないんだけど減免が必要だという人が現れてきたり、あるいは公営住宅には入居できないけれども生活保護を受けられるという方が出てくるということが実際にはある訳ですから、そこのこういう公平性という議論を考える必要があるという大変複雑な問題も

抱えていると思います。そういった住宅政策を超えたこの議論を行うことによって、何らかの不安要素を少しでも緩和していくようなことができないかなという風に思います。

【西垣委員長】

どうもありがとうございました。今日いただきましたいろいろな意見をこの中にいろいろ反映していきながら、また直していかないといけないと思いますが、やはり先ほどから出ていますのは、現下の経済状況をどう配慮するというか、答申の中にどういう形で盛り込むかというような観点ですね。その観点からいきましたら、中間答申というのは本委員会での審議を先議する、そういったような性格もございますので、例えばこのところを盛り込むとしたら２ページ目の四角の囲みの中に一般論として入れるか、あるいは当面の見直しの中で、先ほど高田委員からいただきましたように、当面の見直しは見直しとしてはとしながらも実質的議論については慎重な対応というような書き方をする、という方法がありますね。それからもうひとつは、そういったようないわゆる大きな経済状況の変化には住宅政策だけではどうしてもなかなか対応できないというようなことがあり、特に福祉政策との連動といったような観点から将来的な、今後のこういったような住宅の福祉をめぐるようなひとつの考え方として、例えば四角枠の中に入れるとかですね。いくつかあろうかと思うのですけれども。

それからもうひとつは、矢部委員のほうからご指摘いただきました、横の公平だけでなく、縦の公平ですね。縦の公平を入れるというのがですね、現行制度の当面の見直しという中ではなかなかこれはついてこないんですね。現行制度ありきというわけですから。それを今後の議論の中に生かすとしながらも、例えば当面の見直しとして対応できていない課題という形で書きこんでいきたいですね。どこに書き込むかは難しいのですけれども、上の囲みだとか当面の見直しの中に、「しかしながら、こういう課題は当面の見直しでは対応できていない。従って今後のあり方の中で議論をすべし」という形で一文残すという方法もとれますね。

それともう一点は弘本委員の御指摘の中の最後にありました、困窮者が切り捨てられるというネガティブな意識の連鎖が生まれないような見直し方法を考慮する必要があるということなんですから、やはりこれは十分な説明をしなくてはいけないということですね。特に今回住んでおられて直接影響が出てくるような方には十分な説明をして、中にはやはり納得できない、理解できないという方がいますのでどのように説明をするのかということを今後のあり方の見直しの中で話し合う必要がありますね。

【村田副委員長】

高田委員がおっしゃった、本来であれば減免というのはありえないという話ですね。生活保護の支援を受けられている方というのも市営住宅に住まわれますので、とりあえず所

得を得るための支援が必要なんですね、例えばハローワークと連携してですとか、そういうソフトをマネジメントする機能が必要といいますかね。そういうところは住宅と福祉は縦割りではないかなと思うのですね。地域ケア体制整備構想にも「福祉政策、住宅政策」の連携ということも言葉ではいろんなところを書いてあるんですね。でも、具体的に（一歩踏み出すことが重要です。この弘本委員もおっしゃったようにネガティブなメッセージではなくて、こういう政策を検討する段階で、方向性を示し、市民の方にメッセージとして発信するということができたら一番いいのかなと思うのですけれども。

【西垣委員長】

そうですね。そういったメッセージを入れるとしたらやっぱり本委員会の答申の中に入れるということで、こちらの中ではそういう議論が出たという形で、そこに残しておく必要があるということですね。

ありがとうございました。それでは以上、出ましたような意見をまたこの文章の中に何らかの形で工夫して入れさせていただいて、本委員会への答申は次回の本委員会が1月27日ということになっていますので、それまでに一度修正したものを委員の方にご覧頂くという取り扱いにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか？

それではこの中間報告案につきましては、先ほど言いましたような点を修正しながら、また御意見をいただくというような形で進めさせていただきたいと思います。それと同時に第3回の住宅審議会に御報告したいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、次は議事の2番目の抜本的な見直しに向けての審議ということなんですが、この当面の見直しが終了した後のことになりますが、抜本的な見直しについての意見、先ほどからもだいたい出ているかと思います。例えば矢部委員のほうからいただきました、いわゆるその他の困窮度と融合したような減免措置というような仕組みを作れないかという御意見、それからまた村田副委員長からいただきました、このような減免措置を講じる場合、やはり福祉の一環として、他の福祉政策との連動によって、より有効な形にできないのか、そういったような観点での御意見が出ております。また、本日お示しいただきました資料の中に、他都市でのこういったような住宅減免制度の取扱いだとか改正の方向性というのが本日の資料の3／12ページあたりに出ておりますけれども、このあたりも参考にしながらですね、今後の家賃減免制度そのものの見直しにつきまして御意見等ございましたら御自由にとということでもよろしくお願いします。

高田委員は、こういったようなお仕事は他の自治体でもやっておられると思うんですが、このあたりのことで、他の自治体で出ている御意見などで何かございますか。

【高田委員】

まあどの自治体でも同じような意見が出ていると理解しておりますけれども、減免制度というのは各自治体によって考え方が当然違っていて、それから市民がおかれている状況がだいぶ違いますからね。その状況に応じて、やむを得ない、そういうものに頼らざるを得ないところは減免制度を実施して、必ずしも減免制度がなくてもやっていけるところは頼らないというような扱いをしてるんですが、今ここで問題になっているのは所得が低いということへの対応なんです。減免制度というのは、本来は今まで収入があったのだけれども、例えば急に失業して収入がゼロになってしまったという時や、病気をしてしばらく仕事に就けないとかそういう時に救済するというのがもともとの考え方だったんだろうと思います。それが、最低家賃も払えない入居者が多数、しかも短期的ではなくて、ずっと支払う能力がないという時に、この減免制度をもって実質的な家賃の最低額をさらに割った家賃を適用しているということになってしまっているということが現実には起きている。先ほど申し上げたとおり、私は、家賃制度としてそういう対応をとるという必要はないという考え方を持っておりますが、福祉政策は福祉政策として動いていることでそこで簡単に住宅政策と福祉政策が繋がるという訳にはいかない。そういった中で、現実には家賃の支払い能力がないということになると、とりあえず家賃の徴収側で対応しなければいけないということで、対応しておりますけれども、やはり根本的にそれは見直していくべきだと思います。その根拠となっている政令月収という考え方自体を、もう少しきめ細かな実際の経済能力を測る指標にまずは改めたうえで、本当の意味での応能応益という形に家賃制度を変えていく必要があるのではないかと思います。なかなか、各自治体で個別にそういう議論していても対応は難しいということで、地方分権ということが一方であるんでしょうけれども、もう一方で各自治体が連携してそういう議論をしていくというのが私は必要ではないかと思います。

今までは、国に要望して国に何とかしてくださいということを言うか、自分たちでやる、そういう選択肢だったのですが、これからは自立して各自治体が自分たちのルールを作っていくという方向は当然必要なのですが、一方でそれを相互に情報交換しながら連携をして、制度そのものを見直していくということをやっていかなければならない。そういったことが必要なのではないかといいことですね。住宅というのは各自治体の中で、例えば京都市だったら京都市の中で収まっているともいえないので、周辺の自治体との連携は大事なことであると思います。

【西垣委員長】

はい。どうもありがとうございました。

例えば神戸市では、世帯の総収入、それから世帯ごとに支出基準額、そういったようなものを要件として算定する訳ですね。その二つのものを用いて計算に使っているという形を取っているようなんですけれども、家賃の算定の中でこういうスキームを使うというこ

とは事務局としてはどうなのでしょうかね。

現行のものはもちろん収入だけを使う訳ですけれども、神戸市のような方法で算定するというのは大変なことなのではないでしょうか？

【事務局】

現在は基準が一本でやっていますので、収入の資料を出していただいて、それを確認して決定しています。神戸市のような方法をとりますと、世帯ごとに基準額に照らして改めて計算していくという形になりますので、ある程度機械処理になるとは思いますが、入力の手間がかかるのかなと。また、我々が審査する上で、収入の資料を集めていただくというのが大変なことになっております。特に減免の場合は、非課税所得の証明書類も出していただかないといけないんですね。そのあたりの審査の難しさやしんどさというのは、神戸市の方法に変えても解消されませんので、審査の手間としては増えてくると思います。

【西垣委員長】

現行のものから変えるときには、他都市で実施している方法も含めていくつかの提案がありますけれども、その提案の中のどれが有効かということを考えていく必要がありますね。

【矢部委員】

今の神戸市の算定方法なんですけれども、例えば京都市がこのような基準の見直しを図ったとすると、先ほど言っていたような不公平さは改善されるのでしょうか？

【西垣委員長】

神戸市の算定基準を見てみますと、一つは矢部委員が指摘されました同じ収入でも何を収入源として暮らしているかによって異なってきますね。それから算定基準の中には教育扶助、障害者加算それから児童養育加算と様々なものがある。ここの中の何を使うかですね、例えば障害者加算をスキームの中に盛り込んでくるんですね。それから高齢化率というものも使うかもしれない。もちろんたくさん使えば使うほど多くの情報を求めることになって、情報の取扱いも大変ですし、難しいかもしれない。そのあたりのところのバランスも図りながらということだとは思いますが。

それからやはり抜本的な制度の改革を行う時は、基本の考え方というのは住宅としてのセーフティーネットのなかでも特に所得だとかそういったようないくつかの困窮度に対応できるセーフティーネットというような観点ですとか、あるいはこのような家賃減免制度の基本的なその考え方、いくつかあるかと思いますが、そのような考え方をより反映するといったようないくつかの観点からの検証といいますか、そういったような観点がありましたね。そういう中で、村田委員は福祉関係のお仕事をされているかと思うんで

すが、家賃減免を福祉の中でどう生かしていくのかということはどうお考えですか。

【村田副委員長】

今後の家賃減免制度の在り方ということなんですけれども、もっと大きな視野で、こういうことをきっかけに考えていかななくてはならないのではないかなという思いはありますし、とにかくここ3箇月社会の変化に減免も対応できるのかということですね。こういった変化に減免制度が決まってしまってから対応できるのかという不安を抱えています。今、この家賃減免制度は色々なことを決めていっている段階だと思うんですけど、次の段階で年明け大きく変化したときにどうするのかと。今これを決めてしまっているのかなというような不安はありますね。優先順位だと思うのですけれども、具体的な優先順位をどうしてしていくのか、また高田委員もおっしゃっていましたが、他の自治体との連携をどこまでやっていくのかということも含めて一緒に合わせて考えたほうがいいのかなと思います。やっぱり減免という制度の中で公平性の担保ということが非常に難しいと思うんですね。その中で、例えば生活保護制度というのは非常に細かくその人の経済的能力（ミーンズテスト）を計っていくのですけれども、そういうことをやればやるほど予算がかかるといことでどこまでやるのかというだと思うのですけれども。その人の本当の困窮度を整理してなおかつ適切な支援につなげていくようなことを考えていかなければいけないというのが大きな課題なのかなと。

【西垣委員長】

特にこのところ社会も大きく動いている。それからこれから先どうなるのかという不透明性がありますね。ひとつはそういったような今後の変化に対して現時点で議論しなければいけないんですけれどもどう対処していくか、もうひとつはやはり前からひとつの課題となっていました、福祉政策と住宅家賃減免の連携ですね。ひとつは、家賃減免のほうにいろいろな要素を盛り込んでということになりますけれども、公的扶助に近いものにしていくのか。あるいは、もともとやっている公的扶助のほうで十分な対応をして、住宅のほうはそれと連動させていく、だからどちらかというと家賃減免という取扱いよりは、福祉との連動という形で対応していく、そういったようなことですね。今後将来的な方向性を考えるとやはりそのあたりのところを議論していかなければいけないですね。

こちらのほうはまた、もう少し先でまとめて議論していきたいということになるかと思いますが、これもまた本委員会でのこういったことを念頭において議論していただいて、この議題につきましては次回の小委員会でも議論いただく場があるということですよ。

【事務局】

来年度の4月下旬の第6回、それから6月上旬の第7回の公的小委員会でも、他の議題

とあわせてということにはなりますけれども検討する機会がございます。

【西垣委員長】

それから今日の資料の中でお出しいただいています神戸市や大阪府の見直し案なんですけれども、これはいつから実施ですか。

【事務局】

来年度から実施予定です。

【西垣委員長】

実施することは決まっているんですね。減免率等も各自治体で違うということですので、現行制度の影響といいましょうか。現行制度の減免率というのをどの程度にするといったことも議論していくところだと思います。

他に何かありますでしょうか？よろしいでしょうか？それでは本日出ました2番目の議題の抜本的見直しに向けての審議，こちらのほうは議事録を残していただきまして，また今後の継続的な審議という形にもっていきたいと思います。

それでは，以上で予定されました議論を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。それでは事務局から連絡等ございましたらお願いします。

5 事務連絡，閉会